

|||書 評|||

増田正勝著『キリスト教経営思想— 近代経営体制とドイツ・カトリシズム』

古川 澄 明

はじめに

本書は、著者自身が「序」の一文に叙する通り、「19世紀から今日に至るまでの社会的カトリシズムの流れを視野に収めながら、そこから発せられてきた、近代経営体制に対する批判とその改革の思考を、時代的に配置された代表的人物の思想像を通して、思想史的に描こうと試みた」(1頁)ものである。ドイツにおけるキリスト教経営思想の生成と発展の過程に関する研究に長年に亙って携わってきた著者は、すでに『ドイツ経営政策思想』(森山書店、1981年)において、ワイマール時代の社会的カトリシズムの問題意識に光を当て、ドイツ経営社会学および経営社会政策論の創設期の学説に検討を加えることによって、社会経済過程における「労使協働」の形成をもってはじめて「協働的経営体制」を追求する考え方が成立するに至ったということ明らかにした。しかしキリスト教経営思想がキリスト教労働組合運動に対していかに歴史的に関わっていたかを著者が描き上げるに至るまでには、まだ長い険路が横たわっていた。18年もの弛まぬ究理の歳月を経て、漸く本書において、キリスト教労働組合の生成と発展の過程および同労働組合運動の展開について描かれることとなった。この意味で、本書は、著者自身も述べているように、先に刊行された『ドイツ経営政策思想』と姉妹編を成すものである。著者の歴年の研究が実を結んだ彫心鏤骨の作品であることを特筆しておきたい。

そこで、書評本来の目的にできるだけ適うように、敢えて不遜の言を恐れず、本書の研究の目的と方法についての大要を捉え、さらに章別構成に沿って各章の内容を概観した上で、本書全体の体系を問い、その意義を評価することを試みることにする。願わくは、この書評が著者の意図する研究体系の肯綮に当たることを、と思うものである。

Ⅰ. 方法論について

まず、研究の目的と方法について紹介しよう。

キリスト教経営思想とは、著者によると、「きわめて一般化すれば、カトリシズムの人間観・社会観を基礎にして、近代経営体制を批判し、その改革を主張するところの思想である。」(2頁)「総括的に示すならば、それは、カトリック社会論にいう『職分秩序思考』に立った経営思想であり、より一般的に表現すれば、社会経済過程および経営経済過程における労使の協調と協働をめざす思想であり、さらに別様に表現すれば、『社会的パートナーシップの思考』と『経営的パートナーシップの思考』を統合した経営思想である。」(3頁)

著者は、このようなキリスト教経営思想の生成と発展の過程を、大きく三つの歴史的な局面に照らして捉えようとしている。第1は、19世紀における労働者問題と社会的カトリシズムとの対決であり、第2は、キリスト教労働組合運動の生成と発展であり、第3は、第2次大戦後における共同決定と所有参加をめぐる論争の展開である。第2の局面は19世紀末から第2次大戦後までの展開を視野に入れているが、第1の局面と第3の局面は明確な時代区分を示しているので、一応三つの局面を通して、19世紀から今日に至る、キリスト教経営思想の形成の歴史をたどるものとする。

著者によれば、社会経済過程および経営経済過程において労働者の主体的地位をいかに回復し、また有機的肢体としてこれらの過程へいかに統合していくかということが、社会的カトリシズムの基本的な問題意識であった。この問題意識が個々の人間をとらえ、その人をして問題状況の解明と問題解決の探究へ向かわしめ、さらにそのための解決努力は運動を起動させて一定の社会的運動体を形成せしめていくことになる。この過程において次第に鮮明さを加えてきた思想像を、著者は「社会的パートナーシップの思考」および「経営的パートナーシップの思考」として総括しようとしている。このような思想形成過程の解明は、きわめて多面的な考察を要求するが、そのような研究手法が最も端的に現れているのは、本書の第3章で取り上げられるブンラツの思想像を確定する作業においてである。

Ⅱ. 本論について

次に、本書の本論は、第1部「労働者問題と社会的カトリシズム」、第2部「キリスト教労働組合運動の展開」および第3部「共同決定思想と所有参加思想の展開」

から構成され、各部がそれぞれ章に分かれているので、ひとまず、各部の章別構成に即して、順次に概説を行うことにする。

まず第1部「労働者問題と社会的カトリズム」は、第1章「ケテラーと労働者問題」、第2章「ヒッツェと労働者代表制」および第3章「ブランツの経営思想」から成っている。

第1章「ケテラーと労働者問題」では、マインツの司教ケテラーの生涯が、19世紀、とりわけ1848年の三月革命以後におけるドイツ・カトリズムの展開と交叉させつつ簡潔に描かれる。すなわち、ケテラーは、個人の絶対的自由を主張する自由主義的・反キリスト教的時代精神を、人間とその共同体に破壊と混乱をもたらしている諸悪弊の根源として告発し、これに対してキリスト教に内在している本源的な力の再認識とそれによる人間社会の刷新を、カトリック教会の特別の使命・責務として明らかにしたという。

著者によれば、『労働者問題とキリスト教』(1864年)において、ケテラーは、賃金鉄則を基本的立場として、経済的自由主義と資本の圧倒的優位を労働者問題の根本的原因として明らかにしつつ、労働者は保護されるべき「道徳的権利」を有し、この権利を国家は保障すべきであると主張した。ケテラーは、労働者問題の有力な解決方向として生産組合の設立を模索するが、やがてその有効性について懐疑を抱くに至る。

1869年に行われた講演「宗教と道徳に対する関連からみた労働者運動とその志向」では、労働組合の結成を労働者問題解決の最も有効な手段として提示し、団結権・団体交渉権・ストライキ権を国家は労働者の基本的権利として保障すべきであると主張した。近代的な労使関係の形成によって自由資本主義の弊害を克服しようとする。他方、一般的社会秩序形成者としての自覚を国家に迫り、労働者保護政策の促進を進むべき方向として提起した。

ケテラーによって、労働者問題の基本的な解決方向が提示されたという。すなわち、第1に、社会経済過程における協働的労使関係の形成であり、第2に、経営経済過程における労使協働の形成であり、第3に、このような労使協働の法的環境を整備する国家の役割である。ケテラー以後の社会的カトリズムは、ほぼこの三つの基本的方向に従って展開されるという。

第2章「ヒッツェと労働者代表制」では、ケテラーの基本的方向を継承して、その具現化に努めた社会的カトリズムの代表者の一人であったヒッツェが取り上げ

られる。

ヒッツェは、『資本と労働および社会の再組織』（1880年）において、キリスト教的社会改革主義の進むべき方向を自由主義と社会主義の間の「中道」に求め、「文化闘争」によってカトリック弾圧が展開されるビスマルク体制下において、カトリック中央党議員として労働者保護政策の促進と労働者代表制の実現のために活躍した人物である。1891年の「営業条例改正」は、ヒッツェの貢献に帰するところが大きい、と著者は言う。

著者によれば、1880年、ミュンヘン・グラートバッハのカトリック企業者ブランツによって創設された「労働者福祉連盟」の総務に迎えられたヒッツェは、個別企業における労働者福祉政策の促進と労働者代表制の普及に努めた。経営を超えたレベルにおける労働者代表制としては「労働会議所」の設立を主張した。

ヒッツェは、「カトリック労働者団体」の創始者でもあった。それは、社会主義勢力を強く意識した教會的組織であったが、労働組合が弾圧されている時代にはその代替的機能を果たすとともに、後に発展するキリスト教労働組合運動の担い手たちを育てていった。1890年、中央党党首ヴィントホルストおよびブランツと共にヒッツェがその創設に参加した「カトリック国民協会」の運動は、中央党の労働者保護政策の策定を背後から支えるとともに、大規模な社会的教育活動を展開して、ドイツ・カトリシズムの社会的意識の啓蒙と高揚をもたらした。「カトリック国民協会」は、ヒッツェと共に、1890年代以降に生成・発展するキリスト教労働組合運動の強力な後ろ盾となっていったのであった。

第3章「ブランツの経営思想」では、ミュンヘン・グラートバッハを「ライン・マンチェスター」へ育て上げる卓越した企業者であったブランツが取り上げられる。ブランツは、著者によれば、キリスト教的経営共同体を理想にして先進的な労働者福祉政策を実施するとともに、ドイツで最も早く労働者代表制を導入した企業者の一人として、ドイツ経営史にその名を留めている人物である。

1880年、ブランツは「労働者福祉連盟」を創設して、ヒッツェの協力を得つつ、ブランツ社で実践されている労働者福祉政策と労働者代表制の普及に努めた。1890年には「カトリック国民協会」の創設に参加して、1914年の死去の年までこの協会の理事長を務めた。この「カトリック国民協会」の成立のいきさつとその基本的思考および活動については、この第3章において詳細に述べられている。

「労働者福祉連盟」と「カトリック国民協会」の運動を通して、ブランツは、典型的な家父長主義的企業者から社会改革的企業者へと変貌していった。「公共善」

の実現者としての国家は立法によって経済の領域へ介入する権利と義務を有すること、社会の各肢体は自ら主体的に問題を解決する権利と義務を有すること、労働組合と使用者はその協働を通して労働者の社会的・文化的地位向上に寄与し得ることを確信するに至る。

卓説した企業者であったブランツは、経営の生産性が経営における労使協働過程によって決定的に規定されていることを認識するとともに、経営レベルの労使協働過程は、経営レベルを超えた社会経済過程における労使協働過程によって規定されていることを明確に認識していた。ここに「社会的パートナーシップの思考」と「経営的パートナーシップの思考」の統合された姿を見い出すことができる、と著者は言う。

ブランツの経営思想は、19世紀社会的カトリシズムの一定の到達点を示すとともに、その後におけるキリスト経営思想の展開の出発点を形成しているという。そのような意味において、ブランツの経営思想は、本書においては扇の要のような位置にあると捉えられている。

次に、第2部「キリスト教労働組合運動の展開」は、第4章「キリスト教労働組合の生成と発展」、第5章「ブラウアーとキリスト教労働組合」および第6章「ネル・ブロイニングの労働組合思想」から成っている。

まず第4章「キリスト教労働組合の生成と発展」では、著者は、1894年の「キリスト教鉱夫組合」の結成に始まるキリスト教労働組合運動の歴史的意義を、その前身である「鉱夫組合『グリュックアウフ』(Glückauf)」(*)の生成史に遡って明らかにしようとしている。

(*) 入坑する鉱員に無事を祈る挨拶の言葉に由来している(116頁)。

すなわち、キリスト教労働組合の生成は、階級闘争思考に立った社会民主主義系の自由労働組合からの分裂という形をとり、それ自体イデオロギー的対抗組織の形成をめざす行動であったが、むしろそのようなアンチテーゼを提起することによって、キリスト教労働組合は、「統一労働組合の原理」、つまり「政治的・世界観的自由」と「政党政治的中立性」という組織原理の形成と実現に寄与した、というのが著者の理解である。

著者によれば、キリスト教労働組合の組合員数は、全体としては自由労働組合の

およそ7分の1であったが、産業や地域によっては自由労働組合を凌駕する勢力をもっていた。とくに鉱山業と繊維業では伝統的に大きな影響力を保持していた。1899年に「キリスト教労働組合総同盟」が創設され、1906年の第6回キリスト教労働組合会議のころには強化・安定期に入る。ここでは、1899年、第1回キリスト教労働組合会議で採択された「マインツ指導原理」が考察され、統一労働組合の原理を掲げるとともに、階級闘争路線を否定して労使協働と労使同権を基調とする、キリスト教労働組合運動の行動原理が明らかにされる。

著者は結論づける、「キリスト教労働組合の生成と発展は、ドイツの宗教的風土の所産であったといえるだろう。したがって、やがて成熟する統一労働組合の思考は、ドイツの労働組合運動がこのような宗教的風土を受容せざるを得なかったことをもの語っている。」(130頁)と。ドイツのキリスト教労働組合運動についての研究は、筆者の知る限りで、日本ではこれまで著者の研究実績を別にすれば、ほとんど行われていない。改めてその理由を問う必要があるが、この意味で著者の研究の先駆的な学術的意義を評価し、またとりわけ、著者が今後の研究に向けて一つの論争点を提起している点に注目しておきたい。

第5章「ブラウアーとキリスト教労働組合」では、「カトリック国民協会」およびキリスト教労働組合運動と共に育った人物であったカールスルーエ工科大学の国民経済学の教授ブラウアーが取り上げられる。著者によれば、ブラウアーの労働組合思想はそれ自体キリスト教労働組合運動の所産であるとともに、キリスト教労働組合は、ブラウアーを通してその思想的基盤をいっそう深化させていくことになった。ブラウアーのキリスト教労働組合への思想的影響に注目しつつ、少し詳しく紹介しよう。

第1次大戦後、自由労働組合と同様にキリスト教労働組合も大きく発展する。1919年、「キリスト教労働組合総同盟」は、「ドイツ職員労働組合総同盟」と「ドイツ官公庁職員労働組合総同盟」と連合して「ドイツ労働組合総同盟」(DGB)を結成し、自由労働組合運動に対して一方の対抗勢力を形成したが、中心勢力はキリスト教労働組合であった。キリスト教労働組合の行動原理を「1921年基本方針」を通して明らかにしようとする。そこには、1)被用者の利益代表としての労働組合、2)国民経済の器官としての労働組合、3)職分共同体運動(Berufsstandesbewegung)としての労働組合、という三つの基本的労働組合像が示されているという。その場合に、著者の考察の重点は、以下に概説する通り、第2点と第3点に置かれている。

すなわち、ブラウアーは『労働組合と国民経済』(1912年)において、労働者の利

益を追求するという労働組合本来の職分は必然的に生産性向上への積極的参加という国民経済的責任の遂行を要請する、つまり「国民経済の器官」としての自己認識を要請することになる、との主張を表明するという。また、労使間で締結される労働協約は、労使闘争の一時的な休戦を意味するのではなく、生産の一方の当事者として協働する意志を表明するものであり、そこに「労働協約共同体」が成立すると主張するという。

労働組合は社会経済過程における分配的機能の担い手のみならず、同時に生産的機能を遂行する存在である、というブラウアーの主張を、著者は「生産性志向的賃金政策」として特徴づけ、このような主張から、労働組合は、1) 自らを生産者の集団として、2) 労働を生産要素として、3) 自らを職分共同体として、自己理解すべきとするという。

著者は言う、労働を生産要素として理解することは、ブラウアーによれば、労働者を生産の客体として扱うのではなく、生産の主体として把握することであり、労働の人間的側面に配慮することである。こうして労働者の中に潜在している企業意欲が開放され、資本と共に生産性の向上に寄与できる存在となる、と。

社会的カトリシズムにいう「職分共同体」という概念は、やや難解な概念である。本書では、次のように説明される。「社会経済過程において自ずと生まれてくる、共通の利益と共通の責任に対する意識が、利害の対立が存在するにもかかわらず、労使双方を協調と協働の行動へ導いていくのである。労働と資本は、対等の生産要素として、社会生産物のたゆみなき増大という、共通の社会経済的職分を遂行していく存在となる。」(162-163頁)と。この意味からすれば、著者に言わせると、経営も「職分共同体」であり、経営を超えた様々のレベルにおける労使の協働も「職分共同体」である。労働と資本は「職分共同体」の同権的担い手であるという意味において、労働者の共同決定が、すなわちキリスト教的経済民主主義が主張される、ということになる。因みに、「職分秩序思考」や「キリスト教的経済民主主義」については、同じ著者が『ドイツ経営政策思想』(森山書店、1981年)の中で、2つの章を設けて考察している。

第6章「ネル・ブロイニングの労働組合思想」では、「共同決定と統一労働組合の擁護者」といわれたネル・ブロイニングの労働組合思想が、いくつかの歴史的状況に照らして明らかにされる。

著者によれば、世紀の変わり目にドイツ・カトリシズム内に生起した「労働組合紛争」は、労働組合の原理を認めず労働者の組織を教会の監督下に置こうとした

「統合主義派」(ベルリン派)がキリスト教労働組合を異端として弾劾しようとしたところに端を発する。近代的な労使関係の形成の中に社会改革の基本的方向を求めてきた「カトリック国民協会」(ミュンヘン・グラートバッハ派)は、これに対抗してキリスト教労働組合を支援した。ネル・ブロイニングは、この「労働組合紛争」から、労働組合の基本原則についての認識が遅れていることと、労働組合運動の発展にとって統一労働組合の原則を徹底的に追求していくことが不可欠であることを学んだという。

1949年、ドイツの労働組合ははじめて統一組織(DGB)を実現したが、しばらくすると分裂の危機が訪れた。最初の危機が「アガルツ危機」(1953年~1955年)であった。階級闘争路線に立った急進主義が労働組合指導部に深く浸透し、DGBから離脱して再びキリスト教労働組合を結成しようとする動きを導き出した。ネル・ブロイニングは、徹底的なアガルツ批判を展開して、分裂を押しさえようとしたが、1955年10月、「キリスト教労働組合」(CGD)が設立された。CGDは、旧キリスト教労働組合に比べると、その影響力は著しく小さき、多くのキリスト教労働者はDGB内に留まった。

統一労働組合の強大な組織力を背景に獲得された「共同決定法」(1951年)は、労資同権原則を自由企業体制の根幹を揺るがす重大な脅威と受け止めていた新自由主義者たちの間に、反労働組合イデオロギーを育てることとなった。ブリーフスの『資本主義とサンディカリズムの間』(1952年)は、あまりにも巨大化した労働組合の勢力がやがて集産主義をもたらすであろうと警鐘を鳴らした。これに対して、ネル・ブロイニングは、資本に対する対抗力を形成するという課題が統一労働組合の結成へ導いたのであって、現代の労働組合は、多元的社会の責任ある秩序形成者としての自己認識を有し、むしろ共同決定の中に「社会的パートナーシップの思考」の結実を見るべきだと反論したという。

次に、第3部「共同決定思想と所有参加思想の展開」は、第7章「共同決定と社会的カトリシズム」、第8章「ネル・ブロイニングの共同決定思想」、第9章「ネル・ブロイニングの所有参加思想」および第10章「フィッシャーのパートナーシップ思想」から構成されている。

まず第7章「共同決定と社会的カトリシズム」では、第2次大戦後の共同決定論議の中での社会的カトリシズムについて、四つの問題をめぐる論争が考察されている。戦後DGWが労働者の共同決定を社会化と並んで経済民主化の重要な柱として

要求する中で、1949年のボーフム・カトリック会議は、労働者の共同決定権を肯定する「ボーフム宣言」を採択して、西ドイツ世論に大きな影響を与えるとともに、社会的カトリズム内部における共同決定論議をいっきに高めたといわれるが、そうした中での4つの争点が捉えられているのである。

すなわち、1) 私的所有権と共同決定は両立し得るか、2) 所有と経営の分離という現象をどう理解するか、3) 労働者の共同決定は、資本主義に対するアンチテーゼとしての「労働主義」を意味するのか、4) 経営的パートナーシップと共同決定は統合し得るのか、といった問題である。これらの問題をめぐって、「モンタン共同決定法」(1951年)を否定して「経営組織法」(1952年)を支持する「保守派」と、逆に「モンタン共同決定法」を進むべき方向とみる「進歩派」が対立した。後者を代表する論者がネル・ブロイニングであったという。

著者によれば、「保守派」は私的所有権を自然権とみるカトリック社会論の伝統的立場を正面に出して、私的所有権制度はそれが社会の一般的利益を著しく損なうときにのみ国家はこれに法的規制を加えることができるという原則論から、共同決定の法制化を例外的措置と理解した。そして、経営と所有の分離という現象は、過った発展であり、むしろ両者の一致をめざすべきと考えた。また、「労働主義」にいう「労働」には企業者の労働も含まれると解釈し、共同決定には企業者的責任への参加が伴うものとした。労働者の共同決定は、労働者が経営の所有に参加する経営的パートナーシップの実現によってはじめて論理的矛盾が解消されると主張したという。

このような「保守派」の見解に対して、ネル・ブロイニングは、所有と経営の分離に見られる近代企業の所有構造の変貌の中に、社会秩序形成力としての「所有の無力化」を認めるとともに、経営者に集中された巨大な権力形象を社会的脅威として受け取り、経営の支配権を統治する新しい形態として共同決定を主張した。「資本に対する労働の優位」という意味において「労働主義」を理解し、経営的パートナーシップにおいては、労働者は、所有への参加によってではなく、その労働力の投入をもってパートナーになる、という考え方を示した。

第8章「ネル・ブロイニングの共同決定思想」では、ブロイニングの「企業組織法モデル」が取り上げられている。

すなわち、50年代後半、労働組合の共同決定拡大の要求が高まる中で、旧来の会社法と共同決定法の矛盾を解消して新たな法体系を形成しようとする動きが活発化した。ネル・ブロイニングも労働者の共同決定権の新たな法的根拠を求めて「企業

組織法モデル」を提案したという。

それは、出資者代表、労働者代表、公益代表、議長団から構成される「企業総会」、
「企業総会」によって選任される「企業監査役会」、さらにこの「企業監査役会」に
よって選任される「企業取締役会」という三つの会社機関を構想するものであった。
これらの三つの段階は、利害関係者の対立が企業目的の達成に向けて次第に統合さ
れていく過程として工夫されているという。

さらに著者は、ネル・ブロイニングの「企業組織法モデル」の中に新しい企業観
を見ることができるといふ。企業は、資本提供者・労働提供者・公益の利害関係者
から構成された利益多元的な「社会構成体」である。他方、ここには企業の三極モ
デルが示されている。資本・労働・企業者がその構成要素である。企業者には、本
来の企業者職能に加えて、利害対立の調整とその統合という重大な役割が課せられ
る。共同決定は、このような企業者を選択する原理を示している。

今日的な用語を用いれば、ネル・ブロイニングの「企業組織法モデル」は、いわ
ゆるコーポレート・ガバナンスの問題を扱っていると理解されるという。というの
は、著者の見解では、労働者の共同決定権に関していえば、それは経営者の統治権
を根拠づける決定的要因の一つとならなければならないということになるからであ
る。「被用者の共同決定権の法的根拠は労働に存し、それは、企業への資本参加に由
来する権限に対する対応物もしくは反対物を示している」(245頁)とネル・ブロイ
ニングは主張したという。

第9章「ネル・ブロイニングの所有参加思想」では、当該思想が第2次世界大戦
後の共同決定論議との関連で取り上げられる。

著者によれば、戦後共同決定論議が高まる中で、労働者の財産形成それ自体の問
題と並行して、社会的カトリシズムの伝統的な思想財の一つを成してきた労働者の
財産形成の思想と共同決定との関連が激しく論争された。

KAB(カトリック労働者運動)やCDUの社会委員会は、1951年の「モンタン共同
決定法」を強く意識して「所有参加による共同決定」を主張した。この主張と労働
者の財産形成政策を結びつけようとしたのである。企業の所有に参加することによ
ってはじめて労働者の共同決定権は合法的な根拠を獲得できるという主張である。

これに対して、ネル・ブロイニングは、すでにみたように所有によって共同決定
を根拠づける立場を否定し、所有参加それ自体の意義を追求する。労働者の財産形
成は、国民経済の資本形成に参加する道において実現される。このために「投資賃
金」が労働者に給付され、それは労働組合や協同組合によって設立された投資会社

によって管理・運営されなければならない。「消費賃金」を断念しないきかぎり、いずれにしろ「投資賃金」は、従来資本参加によって利益を受けていた人々の犠牲の上に成り立たざるを得ない。これがネル・ブロイニングの基本的主張であるという。

「投資賃金」は、労働者を資本形成の担い手として捉え国民経済的に必要な資本の形成に主体的に関わっていくことを労働組合に要請する。すなわち、労働組合において「社会的パートナーシップの思考」がいつそう成熟することが求められるのである。資本形成への参加は、資本利用の問題と切り離せない。やがて「投資レンクンク」の問題をめぐって「経営を超えた共同決定」が論議されるようになる。

ネル・ブロイニングは、経営的パートナーシップ論において、労使のパートナーが達成した経営成果（企業利潤）から「消費賃金」と「投資賃金」を形成するという思想を表明している。ここでも、もし「消費賃金」が一定であれば、「投資賃金」の源泉は、従来の資本形成者の犠牲の上に生ぜざるを得ないという。

他方、経営経済学者のフィッシャーの経営的パートナーシップ論では、パートナーが企業の所有に参加することに主眼が置かれ、その場合、所有参加の源泉は、パートナーの「公正賃金」の一部に求められる。これは、ネル・ブロイニングによれば、「消費賃金」の一部が投資形成へ投入されることになり、労働者は自らの犠牲において所有に参加することになる。また、「所有参加による共同決定」の当然の帰結として、労働者の投資分は個別企業に固定されることになるという。

ネル・ブロイニングのパートナーは労働をもってパートナーとなるが、フィッシャーのパートナーは所有に参加することをもってパートナーとなる。ここに、両者の経営的パートナーシップ論の基本的な違いがあるという。

第10章「フィッシャーのパートナーシップ思想」では、ドイツの経営経済学者の中で、そのカトリック的立場を最も鮮明に表明したフィッシャーのパートナーシップ思想が検討される。

1948年のマインツ・カトリック会議および1949年のボーフム・カトリック会議におけるフィッシャーの基調報告から、彼が共同決定の問題に関しては「保守派」に属することが明らかにされる。

次に、1950年に開始された経営学方法論争におけるフィッシャーの発言並びに『キリスト教社会秩序と経営の社会的実践』（1950年）を手掛かりにして、フィッシャー経営学の基礎にカトリック社会論の諸原理が置かれていること、しかしながら、これらの規範的諸原理をもってフィッシャー経営学を規範主義と決めつけるべきではなく、むしろ経験科学に豊かな問題領域を開拓していると解釈すべきこと、そして、

その中心的な問題領域がフィッシャーの提唱する経営的パートナーシャフトであることが明らかにされる。

フィッシャーは、1950年に発足する「パートナーシャフト協会」の創設者の一人であるとともに、この運動の強力な推進者の一人であった。ここでは、彼の提唱するパートナーシャフト・プランそれ自体ではなく、そこに内包されている共同決定思想が、ネル・ブロイニングの観点から批判される。経営における労使協働の形成は、社会経済過程における労使協働の形成をもってはじめて成立し得るという、ネル・ブロイニングの立場からすれば、「経営的パートナーシャフト」は「社会的パートナーシャフト」と統合されなければならないのである。ところが、フィッシャーにおいては、ケテラー以来ドイツの社会的カトリシズムが追求してきた「社会的パートナーシャフトの思考」が十分に受容されていない、というのが著者が導き出した結論である。

III. 読後感想

(1)とりわけヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』以来、日本においても経済学の分野ではキリスト教の経済思想については相当の研究蓄積が見られるようになったが、これに比して経営学の分野ではキリスト教の経営思想についての研究はこれまで十分な研究成果に恵まれてきたとはいえない。カトリック側の思想として、このように19世紀から現代に至るまでの展開を視野に収めながらキリスト教経営思想に一貫して取り組んだ研究は、本書をもって最初とするのではないかと思われる。

(2)著者によれば、カトリックの経済思想については、トマス研究者たちによってすでに戦前から行われてきたが、ドイツの社会的カトリシズムの研究となると、ケテラー研究に見られるように、近年になってようやく本格的な研究者たちに恵まれるようになった。本書の著者もこれらの研究者たちの一人に数え上げることができ、今後この分野で日独研究者間の活発な交流が望まれる。

(3)日本におけるこれまでのドイツ労働組合運動の歴史的研究においては、管見では、主として社会民主主義系の自由労働組合の運動が取り上げられ、キリスト教労働組合運動については注目されるところが少なかったように思われる。本書は、キリスト教労働組合運動の歴史的研究それ自体をめざしたものではないようであるが、日本におけるドイツ・キリスト教労働組合運動の研究成果の一つとして高く評価することができよう。

(4)ドイツの共同決定の歴史については、日本においてすでに多くの研究者たちの取り上げるところとなってきたが、本書は、社会的カトリシズムの流れの中に共同決定思想の淵源の一つを求め、現代に至るまでのその思想史的展開を解明しようとしたものである。また、共同決定思想を大きく労使関係思想の中に位置づけ、キリスト教労働組合の運動とその行動原理からそれに固有の労使関係思想を解明しようとしている。共同決定史研究は、労使関係の研究と切り離すことはできないのだが、この両者を同時に行うことはなかなか難しいことのようにである。いずれにしろ、本書は、日本におけるドイツ共同決定史研究に対して貴重な貢献をなすものといえる。

(5)本書の最後の章では、ギード・フィッシャーのパートナーシャフト論が批判的に検討されている。フィッシャーの経営学説は、これまで日本においても多くのドイツ経営学研究者たちによって取り上げられてきたが、そのキリスト教的基礎については十分な考察が行われてこなかった。本書は、19世紀この方の社会的カトリシズムの流れの中でフィッシャーの経営思想を捉え、その経営学説の特質を明らかにしようとしている。ドイツ経営学におけるフィッシャー経営学研究としても大いに評価されることであろう。

ところで、筆者は、著者のドイツ経営思想研究の背景を背負った思想を知らないばかりか、当該学問分野とは縁遠いところにいるが、本書の強烈な精神に巻き込まれ囚われて書評を書くことになったので、それだけに読者として敢えて若干の心残りを述べておきたい。

(1)本書には、ケテラー、ヒッツェ、ブランツ、ブラウアー、ネル・ブロイニング、フィッシャーの5人の人物が登場する。前4者についてはそれぞれ1節を設けて、その時代の社会的カトリシズムの流れの中でそれぞれの活動と思想形成の跡を総括的にたどろうとしている。しかし後の2者については、所々で点描はなされているものの、節を割いてまでその全体像が描かれるには至っていない。ネル・ブロイニングやフィッシャーは、専門外の人々にはほとんど知られていないので、この2人についても、それぞれ1節を設けた描写が欲しかった。

(2)著者は、ワイマール時代における社会的カトリシズムの展開については、既刊の『ドイツ経営政策思想』(森山書店、1981年)の中で扱っているもので、それに譲るとしているが、第1次大戦後のキリスト教労働組合運動の行動原理を理解するうえで、本書においてもそれについて幾許かの叙述が欲しかったところである。

(3)本書の「主要基礎論文一覧」を見れば、著者の長年の研究成果が本書に総括さ

れていることが理解できるが、もともとの基礎論文は相当のボリュームがあったものをかなり無理をして削除・修正しつつ、圧縮したためか、例えば、第5章におけるブラウアーの労働組合思想の叙述に見られるように、惜しむらくは、所々やや難解なところを残しているように思われる。妄評多謝。

おわりに代えて

(1)著者自身によれば、本書は、もともとの構想では、4部で構成されるはずであったが、出版の事情から、第4部に予定されていた「キリスト経営思想と経営経済学」が割愛されざるをえなかったという。当初の構想では、カルフェラム、フィッシャー、A. マルクス、ガウグラウの経営学説にそれぞれ一つの章が割り当てられる予定であったという。著者は、故市原季一神戸大学教授シュレーの流れを汲んでドイツ経営学史を専攻する、この分野で造詣の深い研究者である。冒頭で紹介した通り、1981年に出版された『ドイツ経営政策思想』も、ワイマール期における社会的カトリシズムの展開を背景に、カトリック的立場に立つ経営社会学者たちがドイツにおける経営社会学および経営社会政策論の建設にどのように貢献したかを解明しようとした研究である。その意味からすれば、本書は、この第4部を意識して、ドイツ経営学におけるカトリック学派の思想史的系譜を描こうとしたものとも解釈することができる。著者は、「序」において、割愛した第4部を将来何らかの形でまとめたものにするという課題を自らに課している。今後、その成果が期待される。

(2)さらに、著者は、「終章」において、今後の研究テーマとして、ドイツにおける「カトリック企業者連盟」の研究、カトリック的企業倫理の研究、さらに「パートナーシャフト協会」の研究をあげている。その横溢な研究意欲に敬意を表するとともに、さらなる研究の成果を期待する次第である。

(3)著者の処女作『ドイツ経営政策思想』(1981年)から第2作の本書『キリスト教経営思想』(1999年)の刊行に至るまでに相当の年月が経っていることは、すでに述べた。著者は、年齢的には50歳代を迎えてから、大学人として、とりわけ大学院の設置や評議員や学部長として、学部の管理・運営に多大の貢献があったが、換言すれば、そうした公務に多くの時間とエネルギーを割くことを余儀なくされながら、それにもかかわらず、地道で丹念な研究を踏まえた本書を発表されたのである。貴重な研究成果をまとめ上げられた努力に対して、改めて深く敬意を表したい。

(森山書店, 1999年, 本文305頁, 4500円)